

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 都市計画課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長都計第2号
委 託 業 務 名 称	長浜駅自由通路施設設備保守点検及び監視業務
委 託 業 務 場 所	長浜市北船町
業 務 の 概 要	長浜駅自由通路施設設備保守点検及び監視業務、昇降機設備、消防設備の保守点検、建物遠隔監視、受変電設備の保守点検
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	6,127,200円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 草津市矢倉2丁目4-23 [商 号 又 は 名 称] 三菱ビルソリューションズ株式会社 関西支社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	日常的なメンテナンスを行うためには、昇降設備の保守を含めた施設管理に精通している業者に委託する必要がある。等が事業者は、エレベーター及びエスカレーターのメーカーである三菱電機株式会社が指定するメンテナンス会社であり、長浜駅自由通路施設の管理実績もあるため、当施設の機械設備を一体的に管理することで効率的な管理が期待できる。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 （該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修 (2) 理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。